

添付法令資料 3 :

インフラストラクチャーファイナンス会社に関する 2020 年 10 月 27 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.46/POJK.05/2020 (目次)

同年 11 月 10 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 事業活動 (第 2 条ないし第 4 条)
- 第 3 章 法人の形態、所有、設立時に払い込まれる資本金及び外国人所有
 - 第 1 節 法人の形態 (第 5 条)
 - 第 2 節 所有 (第 6 条ないし第 8 条)
 - 第 3 節 設立時に払い込まれる資本金 (第 9 条)
 - 第 4 節 外国人所有 (第 10 条)
 - 第 5 節 運営 (第 11 条ないし第 12 条)
- 第 4 章 組織構造 (第 13 条)
- 第 5 章 事業許可 (第 14 条ないし第 18 条)
- 第 6 章 支店 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 7 章 シヤリーア事業ユニット (第 21 条ないし第 24 条)
- 第 8 章 財源、投資及び資金投入
 - 第 1 節 財源 (第 25 条及び第 26 条)
 - 第 2 節 投資 (第 27 条)
 - 第 3 節 資金投入 (第 28 条)
- 第 9 章 健全性等級の評価
 - 第 1 節 通則 (第 29 条及び第 30 条)
 - 第 2 節 良好なコーポレートガバナンス評価 (第 31 条及び第 32 条)
 - 第 3 節 リスクプロファイル評価
 - 第 1 款 リスクマネジメントの実施 (第 33 条)
 - 第 2 款 評価のメカニズム (第 34 条ないし第 43 条)
 - 第 4 節 収益性要因の評価 (第 44 条)
 - 第 5 節 資本要因の評価 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 10 章 報告
 - 第 1 節 年次報告 (第 47 条)
 - 第 2 節 月次報告 (第 48 条)
 - 第 3 節 特定の定款変更 (第 49 条)
 - 第 4 節 取締役、監査役会、DPS (シヤリーア監督委員会) 及び株主の変更 (第 50 条及び第 51 条)
 - 第 5 節 所在地変更報告 (第 52 条)
- 第 11 章 禁止 (第 53 条)
- 第 12 章 監督 (第 54 条)

- 第 13 章 監督ステータスの決定 (第 55 条ないし第 64 条)
- 第 14 章 事業許可の取消 (第 65 条ないし第 69 条)
- 第 15 章 法令遵守の執行
 - 第 1 節 遵守計画 (第 70 条)
 - 第 2 節 行政制裁 (第 71 条及び第 72 条)
 - 第 3 節 主要当事者に対する健全性等級評価結果の減点及び再評価 (第 73 条)
- 第 16 章 経過規定 (第 74 条)
- 第 17 章 終則 (第 75 条ないし第 77 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所